

ニ於テハ益々争議ヲ擴大悪化セシムルモノト認メ  
ラル、モ共産党事件以テ一般従業員ハ萎縮ノ状態  
ニ陥ルヲ以テ或ハ會社側ノ切實な効果ルヤニ難斗  
スルハ、本會社ニ對シテ警察警戒中  
品及軍用物品ノ類候也

(別表一)

従業員退職解雇手当支給規定

第一條 當会社従業員ニシテ右ノ各項ノ一ニ該当スルトキハ別表ノ手当ヲ支給

スルモノトス

一、勤続一今年以上三今年未満ニシテ死亡シタル時又ハ自己ノ都合ニ依リ退職  
ヲ願出テ許可シタルトキハ別表手当ノ三分ノ一、同上三今年以上十今年未  
滿ノモノハ二分ノ一、同上十今年以上ノモノハ五分ノ三ヲ支給ス

二、當会社ノ都合ニ依リ罷免シタルトキ

第二條 右ノ各項ノ一ニ該当スルモノハ手当ヲ支給セズ

一、當会社ノ諸規則及命令ヲ遵守セズ其他不都合ノ所爲アリト認メ解雇シタル  
トキ

二、勤務不熱心ニシテ改修ノ見込ナキトキ

三、會社ノ許可ナクシテ自己ノ便宜上他企業者ニ轉職シタルトキ

第三條 第一條第二項ニ該当スル手当ハ工場法ニ依ル豫告手当ヲ含ムモノトス  
附 別

第四條 本規定ハ昭和三年四月二十四日より之ヲ施行ス

第五條 従来實施ノ退職手当積立金(内規)ハ本規定ニ依ル手当ヲ支給スルヲ  
以テ之ヲ支給セズ

(別表) 退職解雇手当支給表